

〔論文〕

オスマン帝国改革期における地方軍政官の人事

——テペデレンリ・アリー・パシャ討伐後のヤンヤ県を中心に——

吉 田 達 矢

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

本稿では、オスマン帝国史において「改革の時代」とされる19世紀前半における地方軍政官の人事に着目し、オスマン帝国中央政府の地方社会に対する統治方針の一端について考察した。考察対象の場所は現在のギリシア北部に存在していたヤンヤ県とし、考察対象の時期は18世紀末よりヤンヤ県を中心に中央政府から半ば自立した勢力として広大な領域を支配したアルバニア人豪族テペデレンリ・アリー・パシャの討伐が始まった1820年から、ヤンヤ県にタンズィマート改革が導入され、ヤンヤ州が新たに設立された1846年前後までとした。当該時期に就任したヤンヤ県軍政官各自の履歴、選出・離任理由などについて考察した結果、ギリシア独立戦争やアルバニア人豪族の統御などの問題に対処するため、1830年代前半まではアルバニア人豪族の任用、有力政治家の親子2代にわたる長期の統治がみられ、「第二のテペデレンリ・アリー・パシャ」が出現する可能性があったことなどを指摘した。

キーワード：ヤンヤ県、地方軍政官、アルバニア人、テペデレンリ・アリー・パシャ

The personnel trends of local administrators in the Ottoman Empire reform period

——With a focus on the Yanya prefecture after the punitive expedition of Tepedelenli Ali Paşa ——

Tatsuya YOSHIDA

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

* 本研究は名古屋学院大学研究助成（2019～21年度）を受けたものである。

発行日 2023年3月31日

はじめに

オスマン帝国史における19世紀前半は改革の時代と位置づけられている。そして、この時代に行われた諸改革のなかでも地方社会に対する改革の発端といえるのが、徴税請負権・官職・大土地経営などを権力基盤として帝国各地で割拠していたアーヤーン (â'yân) たちに対する、マフムート2世期(1808～39年)における政策(以下、アーヤーン対策)である。ただし、1810年代前半から行われていったアーヤーン対策は、武力討伐、財産没収や官職の剥奪などによる勢力削減、そのまま存続させるなど様々であった¹⁾。マフムート2世期にはこのほかにも、イエニチェリ軍団廃止(1826年)後の軍事力の再編や人口調査(1830～31年)²⁾なども実施されて「中央集権化政策」が進められたが、それらも帝国全土に一樣に行われたわけではない³⁾。さらに、その後のタンズィマート期(1839～76年)にも、税制、行政、教育、司法など、広範囲にわたる「近代化政策」が実施されていったものの、各地方社会に同じ政策が同時に実施されたわけではなかった⁴⁾。つまり、マフムート2世期やその後のタンズィマート期の諸改革も地域や年代ごとにその内容が異なっていた。マフムート2世期やタンズィマート期の諸改革が各地方社会にどのような影響があったのかという問題は、前後の時代との継続と変化の両面を考慮しながら多様な観点から事例研究⁵⁾を積み重ねて検討していく必要があるだろう。

そこで本稿では、アーヤーン対策が行われた後の地方軍政官(県令、州総督)⁶⁾の人事に着目する。地方統治の「かなめ」であった地方軍政官の人事の考察によって、その任地に対する中央政府の方針が明らかになると思われるためである。

考察対象の場所としては、現在のギリシア共和国北部に存在していたヤンヤ Yanya 県 (livâ あるいは sancak) とする。ヤンヤ(現ギリシア北部の ヨアニナ Ιωάννινα)が中心都市であったヤンヤ県は、18世紀末より様々な権力基盤に依って中央政府から半ば自立した勢力として広大な領域を支配し、この時代のアーヤーンたちのなかでも特に強大であった、アルバニア人 Arnavut のテペデレンリ・アリー・パシャ Tepedelenli 'Ali Paşa の拠点であった。考察の時代範囲は、テペデレンリ・アリー・パシャに対する武力討伐が始まり、彼と彼の一族による支配が実質的に解体した1820年から、ヤンヤ県にタンズィマート改革が導入され、ヤンヤ州 (eyâlet) が新たに成立した1846年前後までとする。当該時期のヤンヤ県では、テペデレンリ・アリー・パシャの討伐だけでなく、ギリシア系正教徒 Rum の叛乱(ギリシア独立戦争(1821～29年))もあり、ヤンヤ県およびその周辺地域の治安をどのように確立し、どのように統治していくのが中央政府の課題であったといえる。なお、1820年以降のヤンヤ県は、テペデレンリ・アリー・パシャの討伐に関する研究などで言及されるものの、これまで十分に考察されてきたと言い難い⁷⁾。

また、当該時期における地方軍政官の任免は、閣議 (meclis-i vükelâ) や評議会 (meclis-i şûrâ)⁸⁾において審議された事例⁹⁾や、君主の承認が必要であったことを踏まえると、中央政府にとって重要事項であった。県令選出の際に重視された要素としては、「事情通 (bilgili)」, 「豊富な経験 (tecrübeli)」, 「信用できる人格」, 「任地の特徴」, 「県の治安」, 「前職での実績」, 「臣民に対する態度」などが先行研究で挙げられている¹⁰⁾。また、1839年以降のヒュダーベンディギヤール

Hüdavendigâr (現ブルサ Bursa 周辺) 州を主な対象とした、州総督に関する論考では、タンズィマート期における州総督選出の際に重視された要素や要因は、「君主の見解」、「個人の資質」、「組織 (政府) への忠誠心 (kurumsal milliyetçilik)」、「廷臣との関係」、「権力闘争の結果 (左遷)」、「外国人大使の影響」、 「現地の地方名士 (eşraf) の影響力」とされている¹¹⁾。筆者もヤンヤ県に隣接したトゥルハラ Tırhala 県の県令に関して、いずれも軍務経験を有し、地域情勢に精通していたことなどを指摘した¹²⁾。さらに、アーヤーン対策後の地方軍政官の選出では、彼らが土着 (自立) 化しないように、地元出身者登用の回避、定期的な交代 (任期の長期化の回避) などが考慮されるようになった可能性があるが、そのような傾向は見出せるだろうか。また、中央政府が長年にわたって首尾一貫した政策を地方社会に採っていたわけではなかったことも考慮すると、時代ごとに地方軍政官の選出に際して重視される要素も変わっていったと考えられる。これらのことがほかの州や県の地方軍政官の人事にも該当するかは事例研究を積み重ねて検証していく必要がある、本稿をそのひとつと位置づけたい。

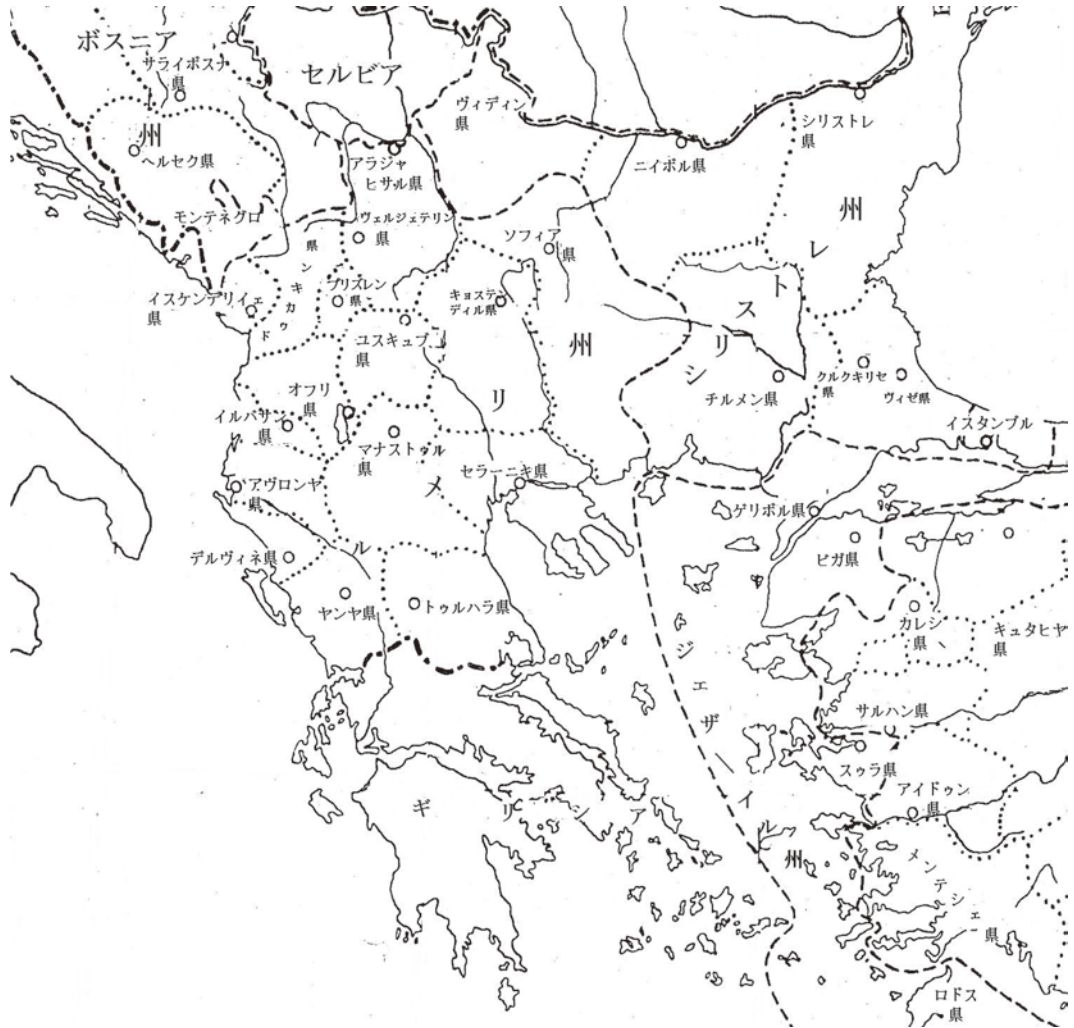
また、本稿の考察は、ギリシア独立戦争がオスマン帝国の地方社会に与えた影響や、それぞれ独自の軍事力を持っていたアルバニア人豪族 (sergerd, ümerâ) が割拠していたヤンヤ県を含むアルバニア地域 Arnavutluk に対するオスマン帝国中央政府の政策を明らかにすることにも繋がっていくだろう。

以下では、地名や人名などの固有名詞はオスマン・トルコ語表記とする。日付については原則、初出時のみ西暦／ヒジュラ暦のように記し、2回目以降は西暦のみとする。また、引用文中の [] 内は筆者による補足である。

1. ヤンヤ県の概要とテペデレンリ・アリー・パシャの略歴

1.1 行政区分

15世紀にオスマン帝国領となったヤンヤ県は、1820年ではバルカン半島の大部分を占めたルメリ Rumeli 州に属し、1831年時点でも同州を構成する15県のうちのひとつであった (次頁の図参照)。一方で、1820年代後半よりヤンヤ県、デルヴィネ Delvine 県、アヴロンヤ Avlonya 県をひとまとめにした「3県 (elviye-i selâse)」という用語が、1832年頃からは「3県県令」という官職が史料に記されるようになる¹³⁾。1837年以降は、「3県」にトゥルハラ県とセラーニキ Selanik 県をあわせた「5県 (elviye-i hamse) 総督」や「3県総督」という官職も史料に現れる¹⁴⁾。つまり、ヤンヤ県、デルヴィネ県、アヴロンヤ県は、1830年代後半には実質的にルメリ州から独立したひとつの州のような状態であったと考えられる。その後、「3県」には1845年2月頃にタンズィマート改革が導入され¹⁵⁾、それからおよそ1年後にヤンヤ州が成立した¹⁶⁾。1846・47 / 1263年度の『国家年鑑』によると、ヤンヤ州はヤンヤ県、ベラート Berat 県 (アヴロンヤ県が改称)、エルギリ Ergiri 県 (デルヴィネ県が改称) によって構成されていた¹⁷⁾。なお、1832年にオスマン帝国と新生ギリシア国家との国境線が画定したことにより、ヤンヤ県は国境地帯となった。



出典：Akbal 1951 所収の図をもとに作成。

図：1831年頃のバルカン側の行政区分

1.2 人口・住民構成

ヤンヤ県の人口に関する当該時期の統計史料はない。後年の数値として、4郡で構成されていた1877・78 / 1294年の人口は、10万2513人（男性のみ）・1万5270戸（emâkin）とされている¹⁸⁾。8郡で構成されていた1881 / 82～1893年調査時の人口は21万4288人、内訳はムスリム4万4280人、ギリシア系正教徒16万6353人、ユダヤ教徒3398人、外国人257人であった¹⁹⁾。1898年時点では人口16万6691人、全6郡のうち、ヤンヤ・メチョヴァ Meçova・コニチェ Konıçe 郡の住民はムスリム・ギリシア系正教徒・ヴラヒ Ulah、他の3郡の全住民はアルバニア人で、その大多数はムスリムだった²⁰⁾。これらの数値から、19世紀前半のヤンヤ県の人口は10万人台、その大多数はギリシア系正教徒であり²¹⁾、さらにムスリムの殆んどはアルバニア人であったと推

測される。また、ヤンヤ県はアルバニア人のなかでもトスク系が多い地域 Toskahlk に含まれていた²²⁾。

1.3 テペデレンリ・アリー・パシャの略歴²³⁾

テペデレンリ・アリー・パシャの生年は諸説あるが、1740年代前半と考えられる。出生地は、デルヴィネ県内のテペデレン Tepedelen (現アルバニア南部のテペレネ Tepelenë) とされている。一族の出自はアナトリアからやってきたムスリムのものであるが、少なくとも彼の祖父や父親はテペデレンの有力者であったので、テペデレンリ・アリー・パシャはアルバニア人とみなせるだろう。1750年代に父親が殺されたことで一族は一時衰退するが、テペデレンリ・アリー・パシャは何人かのアルバニア人豪族の庇護を得ながら徐々に台頭し、1784年にはデルヴィネ県県令に任命された。以降、ヤンヤ県²⁴⁾、トゥルハラ県、オフリ Ohri 県の県令などを歴任し、1788年2月15日／1202年ジュマダー・アルウラー月8日²⁵⁾に2度目のヤンヤ県県令に任命されたテペデレンリ・アリー・パシャは、1820年7月15日／1235年シャッワール月4日に解任²⁶⁾されるまで、32年以上にわたってその地位を保持した。なお、2度目の任命時の位階は宰相位 (vezîr, vezâret) の下位にあたるミーリ・ミーラーン (mîr-i mîrân) 位で、官職は主要街道警備部隊長 (derbendler başbuğu) であった²⁷⁾。

1788年以降もルメリ州総督など地方軍政官職を度々兼任しつつ、周辺のアルバニア人豪族などを倒しながら勢力を拡大させていった。同時に、官職を得るかわりに対外戦争や他のアーヤーンの討伐に私兵を派遣するなどして中央政府と一定の距離を保ちつつ、イギリス、フランス、ロシアなどとも独自の関係を築いた。息子たちも周辺地域の官職を獲得していった²⁸⁾。だが、1810年代後半にはテペデレンリ・アリー・パシャ家の勢力は中央政府には看過できなくなり、1820年に武力討伐が始まった。テペデレンリ・アリー・パシャはヤンヤの邸宅に籠もり2年近くにわたって抵抗したが、1822年2月に殺された。息子たちも処刑された。なお、テペデレンリ・アリー・パシャは、ヤンヤ、トゥルハラ、セラーニキ、マナストゥル Manastır 県で200以上もの大農地 (çiftlik) を所有していたとされる²⁹⁾。

2. 19世紀前半のヤンヤ県軍政官

本章では、テペデレンリ・アリー・パシャ討伐以降のヤンヤ県軍政官各自の、A：在任期間、B：出自・出身、C：任命時の位階、D：略歴・前職あるいは任命時の役職、E：兼任した役職、F：補足事項を列挙する。

2.1 19世紀前半のヤンヤ県軍政官

①パショ・イスマイル・パシャ Paşo İsmâ'il Paşa³⁰⁾ (以下、イスマイル・パシャ)

A：1820年7月16日／1235年シャッワール月5日～1821年10月22日／1237年ムハッラム月25日。B：ヤンヤの有力家系 (Yanya vücûhu) 出身、アルバニア人。C：宰相位に昇格して就任。

D：元々はテペデレンリ・アリー・パシャの太刀持ち（*silahâtâr*）であったが、彼の勘気を被った後は彼の次男ヴェリー・パシャ *Veli Paşa* などに仕えた。ヤンヤ県令任命時にはイスタンブルにいたと思われる。E：同時にデルヴィネ県令にも任命された。

②フルシド・アフメト・パシャ *Hürşid Ahmed Paşa*³¹⁾ (以下、アフメト・パシャ)

A：1821年10月22日～1822年1月19日／1237年ラビー・アッサーニー月25日。B：グルジア人（*Gürcü*）。C：宰相位。D：元大宰相（任：1812～15年）。就任時はモラ *Mora*（ペロポネソス半島）・ルメリ両州の総督、主要街道監督官（*derbendât nâzırı*），ヤンヤ方面軍司令官（*Yanya cânibi ser'askeri*，テペデレンリ・アリー・パシャ討伐軍司令官）であり，ヤンヤの邸宅に立て籠もるテペデレンリ・アリー・パシャを包囲していた。E：就任時の各役職を兼任した。

③ヴィリヨン・オメル・パシャ *Viriyon 'Ömer Paşa*³²⁾ (以下、オメル・パシャ)

A：1822年1月19日～1824年11月13日／1240年ラビー・アルアッワル月21日。B：アヴロンヤ県のトスク系アルバニア人の有力家系出身。C：宰相位に昇格して就任。D：18世紀末頃より各地で実戦を経験。1810年にテペデレンリ・アリー・パシャの金庫番（*hazinedâr*）となった。しかし、彼が包囲されると投降し、その後はギリシア系正教徒の叛乱の鎮圧に従事した。任命時はアヴロンヤ県令で、アフメト・パシャの配下にあった。E：後にデルヴィネ県も与えられた。

④メフメト・レシト・パシャ *Mehmed Reşid Paşa*³³⁾ (以下、レシト・パシャ)

A：1824年11月13日～1829年4月23日／1244年シャッワール月18日。B：グルジア人。C：宰相位。D：1820～30年代のオスマン帝国における最有力者コジャ・ヒュスレヴ・パシャ *Koca Hüsröv Paşa* の配下。アナトリア各地の軍政官やトゥルハラ県令を務めた。ヤンヤ県令任命時にはヴィディン *Vidin* 州総督であったが、ヤンヤ県などでギリシア系正教徒の叛乱の鎮圧に従事していた。E：ヤンヤ県令とともにルメリ州総督、ルメリ方面軍司令官、デルヴィネ県令、主要街道監督官にも任命された。さらに、1826年5月12日／1241年シャッワール月4日にはアヴロンヤ県令、1828年1月31日／1243年ラジャブ月14日にはトゥルハラ、イネバフトゥ *İnebahtı*，カルルイリ *Karhili* 県も与えられた。F：1827年10月頃には息子のエミン・ベイ（後述のエミン・パシャ）がヤンヤ県代官（*Yanya mütesellimi*）であった。

⑤マフムート・ハムディ・パシャ *Mahmud Hamdi Paşa*³⁴⁾ (以下、ハムディ・パシャ)

A：1829年4月23日～1830年3月5日以前³⁵⁾。B：不明。C：宰相位に昇格して就任。D：ヤンヤ県令などに任命された時はレシト・パシャの部下で、トゥルハラ県令であった。E：アヴロンヤ・デルヴィネ両県の県令を兼任。F：1829・30／1245年にルメリ州総督・主要街道監督官・トゥルハラ県令であった元大宰相セリム・メフメト・パシャ *Selim Mehmed Paşa* が、ヤンヤ・デルヴィネ・アヴロンヤ各県の県令を兼任したとする史料もある³⁶⁾。他方、「[任地を離れることになったレシト・パシャは] ヤンヤとアヴロンヤ両県の役職を保持し、息子のエミン・ベイをミ

リ・ミーラーン位で代理 (ká'im-makâm) として残しつつ, [元大宰相の故] ベンデルリ・アリー・パシャ **Benderli Ali Paşa** の太刀持ち [であった] トゥルハラ県令マフムート [・ハムディ]・パシャに3県を宰相位で与えて…後略」と記す史料もある³⁷⁾。

⑥レシト・パシャ (2度目)³⁸⁾

A: 1830年3月5日～1833年1月14日 / 1248年シャーバーン月22日。B: ④と同じ。C: 宰相位。D: 大宰相。E: 少なくとも1832年3月7日 / 1247年シャッワール月4日時点で最高司令官 (serdâr-ı ekrem, 大宰相の別称) とされ, ルメリ州総督, デルヴィネ, アヴロンヤ, ドゥカキン (Dukakin, カルルイリ各県の県令も兼任)。F: 1830年6月21日 / 1245年ズー・アルヒッジャ月29日にヤンヤ, デルヴィネ, アヴロンヤ各県の県令代理に息子のエミン・パシャが任命された。

⑦エミン・パシャ **Emin Paşa**³⁹⁾

A: 1833年1月14日～同年9月20日 / 1249年ジュマーダー・アルウーラー月5日。B: レシト・パシャの息子 (グルジア人?)。C: 宰相位。D: ヤンヤ県令任命時はルメリ州総督代理。E: アヴロンヤ・デルヴィネ両県の県令も兼任した。

⑧ハムディ・パシャ (2度目)⁴⁰⁾

A: 1833年9月下旬～1836年10月8日 / 1252年ジュマーダー・アルアーヒラ月26日。B: ⑤と同じ。C: 宰相位。D: 前職はボスナ Bosna (ボスニア) 州総督。E: 就任時にアヴロンヤ・デルヴィネ両県の県令も兼任。1835年1月頃には主要街道監督官, 同年2月にはルメリ州総督も兼任。F: 在任中の1836年10月7日 / 1252年ジュマーダー・アルアーヒラ月25日に死去。

⑨エミン・パシャ (2度目)⁴¹⁾

A: 1836年10月8日以降～1837年4月6日 / 1252年ズー・アルヒッジャ月29日。B・C: とともに⑦と同じ。D: 任命時はトゥルハラ県令。E: トゥルハラ県令職は保持, アヴロンヤ・デルヴィネ両県の県令も兼任した。

⑩ムスタファ・ヌーリー・パシャ **Mustafa Nuri Paşa**⁴²⁾ (以下, ヌーリー・パシャ)

A: 1837年4月6日～1840年5月16日 / 1256年ラビー・アルアッワル月14日。B: 幼少期はイスタンブルのアジア側で育った。C: 宰相位。D: 10代で宮廷入りし, 私設秘書 (sırkâtib) としてマフムート2世に長年(1823～32年)にわたって仕えた。しかし, エジプトへの対応においてヒュスレヴ・パシャの意見に反対したため, トゥルハラ県令に「左遷」となった。ヤンヤ県令などに任命された時はチルメン Çirmen (エディルネ Edirne) 州総督であったが, イスタンブルに滞在していた。E: 「5県総督 (elviye-i hamse müşirliği)」として, ヤンヤ県のほかにもアヴロンヤ, デルヴィネ, トゥルハラ, セラーニキ県の県令を兼任した⁴³⁾。

⑪ミールザー・サイード・パシャ Mirza Sa'id Paşa⁴⁴⁾(以下、サイード・パシャ)

A: 1840年5月16日～同年11月24日／1256年ラマダーン月29日。B: タタル人 (Tatar)。C: 宰相位。D: 軍人としてキャリアを積んだ後、バルカン側のシリストレ Silistre 州総督やニシュ Niş 県令を務めた。ヤンヤ県令就任前はルメリ州総督であった。E: 「3県総督 (elviye-i selâse müşiri)」として、アヴロンヤとデルヴィネ両県の県令も兼任。

⑫オスマン・ヌーリー・パシャ 'Osman Nuri Paşa⁴⁵⁾(以下、オスマン・パシャ)

A: 1840年11月24日～1844年2月26日／1260年サフェル月6日頃。B: 不明。C: 宰相位。D: 鉱山監督官 (ma'adin emini) であった時、エジプト軍迎撃軍に兵を引き連れて従軍した。その後、アナトリア中部のカイセリ Kayseriyye 県令、ニシュ守備隊長、イスケンデリイェ İskenderiye 県令、アナトリア東部のエルズルム Erzurum 州総督などを歴任。ヤンヤ県令就任前はエディルネ州総督であった。E: 「3県総督」として、アヴロンヤとデルヴィネ両県の県令も兼任。

⑬ヒュスレヴ・パシャ Hüsrev Paşa⁴⁶⁾

A: 1844年2月26日頃～1845年9月30日。B: サマコ Samako (現ブルガリア西部の Самоков) 出身。C: 宰相位。D: 正規軍 ('Asâkir-i Şâhâne) に入隊後、サマコ長官、ソフィア Sofya 守備隊長、ニシュ守備隊長、ベオグラード Belgrad 守備隊長、ボスナ州総督などを歴任。ヤンヤ県令就任前はエディルネ州総督であった。E: 「3県令」として、アヴロンヤとデルヴィネ両県の県令も兼任⁴⁷⁾。F: 1845年3月頃にはヤンヤ県でもタンズィマート改革が導入された。

⑭メフメト・ジャ・パシャ Mehmed Ziya Paşa⁴⁸⁾(以下、ジャ・パシャ)

A: 1845年9月30日～1846年3月上旬／1261年ラビー・アルアッワル月16日頃。B: 墓守 (mezarıcı) の息子。出身地は不明。C: ミーリ・ミーラーン位。D: 軍に入隊後、ヴァルナ Varna 砦守備隊長などを経て中将 (ferîk) まで昇進した。バルカン側のフィリベ県令 (Filibe Kaymakamı) を経て、ヤンヤ県令就任前はルメリ州総督であった⁴⁹⁾。E: 「3県令」として、アヴロンヤとデルヴィネ両県の県令も兼任⁵⁰⁾。F: 離任前後にヤンヤ州が成立した。

2.2 19世紀前半のヤンヤ県軍政官の特徴

本節では前節のヤンヤ県軍政官の各項目に関して、18世紀後半の事例やテペデレンリ・アリー・パシャと比較しつつ、その特徴を考察する。

まず在任期間に関しては、1820年7月16日から1846年3月上旬までの間に延べ14人が就任した。特に、2度就任したレシト・パシャは延べ約8年3カ月もヤンヤ県令職を保持した。さらに、1度目と2度目の間に1年弱の間隔があるが、その期間も彼の息子エミン・パシャがヤンヤ県の統治に関与していた可能性がある⁵¹⁾、少なくともレシト・パシャが最初に就任した1824年11月からエミン・パシャが1度目の解任をされた1833年9月まで⁵²⁾は、レシト・パシャと彼の息子エミン・パシャがヤンヤ県およびその周辺地域の統治を担った「レシト・パシャ家の時代」と

みなせるだろう。

出自に関しては、アルバニア人2人、グルジア人2人、イスタンブルで育った者・タタール人・ブルガリア出身各1人、その他の者は不明であり、極端な偏りはみられない。ただし、1820年代前半は、アフメト・パシャを間に挟みつつも、テペデレンリ・アリー・パシャと同じ、地元あるいは近隣の有力家系出身のアルバニア人が続けて県令に就任した⁵³⁾。

位階については、ジャ・パシャ以外は全員宰相位で就任している。彼のみ宰相位より下位のミーリ・ミーラーン位で就任したが、後にその位階が離職の要因とされた⁵⁴⁾。18世紀後半にはミーリ・ミーラーン位での就任者が2割近くを占めたこと⁵⁵⁾や、テペデレンリ・アリー・パシャはヤンヤ県県令の任期中にミーリ・ミーラーン位から宰相位に昇格したこと⁵⁶⁾を踏まえると、ヤンヤ県は19世紀前半には宰相位の者が統治すべき県として重要性が増していたと考えられる。

就任前あるいは任命時の役職については、テペデレンリ・アリー・パシャが1度目の任命時はデルヴィネ県令、2度目に任命される前はトゥルハラ県令であった⁵⁷⁾のと同様に、1820年以降の就任者全員もバルカン側での役職を務めていた⁵⁸⁾。このような傾向の要因のひとつとして、遅くとも18世紀末には地方軍政官の異動に伴う臣民への負担が懸念されていたことが関係していると思われる⁵⁹⁾。

兼職については、ヤンヤ県県令単独で任命された者はおらず、全員がほかの役職を兼任した。ヤンヤ・デルヴィネ・アヴロンヤ3県についてみた場合、イスマイル・パシャからレシト・パシャまでの様々な就任パターンを経て、ハムディ・パシャの最初の就任時にはじめて3県の県令に同時に任命されるようになった。また、3県の県令以外の役職の兼任は、レシト・パシャ(2度とも)、ハムディ・パシャ(2度目)、エミン・パシャ(2度目)、ヌーリー・パシャでみられた。特にレシト・パシャは、2度ともテペデレンリ・アリー・パシャの支配領域に匹敵するような多くの地方行政官職を兼任した。このような兼職の傾向は、行政区分の再編過程、有能な者に多大な権限を与えて広範囲の地域の安定的な統治をめざしたなどの理由が考えられるが、結論は今後の課題としたい。

3. 選出理由

本章では各人の選出理由について、離任理由にも言及しながら検討する。なお、テペデレンリ・アリー・パシャが2度目のヤンヤ県県令に任命された日付の記録がある史料では、選出理由は記されていない。

イスマイル・パシャがヤンヤ・デルヴィネ両県の県令に任命された理由は、「…ヤンヤ周辺の情勢に詳しいほか、中央政府の意向に忠実に奉仕していること…後略」⁶⁰⁾と官撰年代記では記されている。一方、別の官撰年代記では「…イスタンブル滞在時に〔政府高官に〕金銭をばらまき(bol bol doğrayub)、短期間でのテペデレンリ・アリー・パシャの排除を約束して…後略」⁶¹⁾ともされており、イスマイル・パシャからも積極的に県令職を得ようと画策していたことがうかがえる。

アフメト・パシャは、イスマイル・パシャの解任にあたって、後任の適任者が見つかるまで自

らにヤンヤ県令職が授与されることを中央政府に上奏し、了承された⁶²⁾。つまり、アフメト・パシャは、イスマイル・パシャの後任が見つかるまでの「繋ぎ」としてヤンヤ県令を兼任したといえる。

オメル・パシャの任命に関して、「…前述の総督 [アフメト・パシャ] の部下であり、永遠なる中央政府に忠実に奉仕し、特にヤンヤ [県] での業務に尽力している、際立って勇敢な (şecâ‘at-irtisâm) ミーリ・ミーラーン位のひとりオメル・パシャ…後略」⁶³⁾と官撰年代記には記されている。「際立って勇敢な」とされていることから、彼の実戦経験が重視されたと思われる。この背景として、イスマイル・パシャの解任理由はヤンヤ県でギリシア系正教徒の叛乱を起こさせてしまったためとされているので⁶⁴⁾、彼の後任には叛乱を鎮圧できる能力が必要とされたのだろう。また、アフメト・パシャが「ヤンヤ県は生粋のアルバニア人のひとりに (Arnavut asıllı birine) 与えられることが必要である」⁶⁵⁾と中央政府に上奏していたことも、オメル・パシャが任命された要因のひとつといえる。つまり、アルバニア人豪族として、現地の情勢に詳しく、影響力があるとみなされていたと推測される。しかし、彼は1823～24年にかけて、メソロンギ Mesolong 攻囲戦や他の軍事行動において遅延や不参加などの態度をみせた⁶⁶⁾。彼の解任理由について官撰年代記では、「聖なる任務に適切に従事することに失敗した」⁶⁷⁾と記すのみであるが、彼の非協力的な態度が解任に繋がったと考えられる。

レシト・パシャは、アルバニア人兵および豪族の統率に功績があったことから有能な人物として中央政府で認識されていた⁶⁸⁾。また、アルバニア地域に関する彼の知識も任命理由のひとつとされる⁶⁹⁾。さらに、彼が大宰相に任命 (1829年1月) された経緯に関する官撰年代記の記述のなかで、「…レシト・パシャは、かねてよりアルバニア地域を私物化しているようであり (benimsemiş), テペデレンリ [・アリー・パシャ] のやり方を踏襲し、台頭 (teferrüd) する意図がみられるという憶測やヒュスニー・ベイ Hüsnî Bey の中傷 (si‘ayet) によって、[レシト・パシャのそのような噂は] 陛下の知るところとなり、[レシト・パシャの] 辞任が繰り返し発想 (tasavvur) されたが、反乱のおそれとコジャ・ヒュスレヴ・パシャとの結びつき (istishâb) により、[レシト・パシャの解任は] 猶予 (müsâmaha) された…後略」⁷⁰⁾とある。これがいつの出来事かは正確には不明だが、コジャ・ヒュスレヴ・パシャが陸軍長官 (Ser‘asker) に任命されたのが1827年5月1日であり⁷¹⁾、ヒュスニー・ベイは1828年11月9日～12月8日 / 1244年ジュマダー・アルウーラー月に死去したので⁷²⁾、1827年5月～28年11月の間のことと思われる。つまり、レシト・パシャがヤンヤ県令などに就任した1824年11月から少なくとも2年半が経過した頃から、中央政府ではレシト・パシャの「アーヤーン化」への懸念が現れたが、陸軍長官として帝国随一の実力者であり、彼の庇護者でもあったコジャ・ヒュスレヴ・パシャが留任を支持したのである。

ハムディ・パシャの最初の任命に関する史料⁷³⁾では任命理由は記されていない。ただし、レシト・パシャが大宰相に任命されてロシア軍との戦線に赴くことになった時、ハムディ・パシャが彼の部下であったことや、任命時はトゥルハラ県令であったために移動も容易でヤンヤ県の情勢をよく知る地位にあったことが、彼が選ばれた主な要因と考えられる。

レシト・パシャの2度目の就任の背景として、上記のように彼がロシア軍との戦線であった

ドナウ川上流方面に赴きアルバニア地域を離れると、アルバニア人豪族たちの不穏な動きが現れ⁷⁴⁾、アルバニア北部などは混乱状態に陥った（イシュコドラ *İşkodra* 騒乱⁷⁵⁾）。このため、再度レシト・パシャにアルバニア地域の治安回復の任が命じられた⁷⁶⁾。

エミン・パシャが任命された直接の要因は、彼の父親レシト・パシャがエジプト軍とのコンヤ *Konya* の戦い（1832年12月21日）で敗れて捕虜となってしまう、大宰相など全役職を解任されたためである。また、エミン・パシャは既述のように遅くとも1827年以降、父親の代理としてヤンヤ県などの代官を務めた経験があり、ヤンヤ県周辺地域の情勢に知悉していると認識されていたと思われる。また、彼は匪賊の討伐（1831年夏頃）や、1832年2～4月頃にはイスタンブルで軍事教練を受けたこともあり⁷⁷⁾、軍務経験もあった。

ハムディ・パシャの2度目の任命理由については、失政やコジャ・ヒュスレヴ・パシャの憤慨⁷⁸⁾によるエミン・パシャの解任や処分が評議会において協議された際、「…以前に前述の諸県 [3県] の県令であったことや、聡明な (*dirâyetli*) 人物として穏健なやり方で職務の実行に尽力するであろうから…中略…、ハムディ・パシャはほかの者たちよりも好ましい…後略」⁷⁹⁾という評価や、「…その [ヤンヤ・デルヴィネ・アヴロンヤ3県の] 周辺の統治に詳しい宰相の任命が必要であった。そして、以前にボスナ州 [総督職] を辞し、現在ルメリ方面にいるハムディ・パシャ殿は穏健 (*i'tidâl*) で威厳ある (*mekânet*) 人物であり、以前に前述の諸県の役職にあり、統治に成功した経験があることから…後略」⁸⁰⁾と官報にあるように、彼が以前にヤンヤ県などを統治した経験やその性格が重視されたためと考えられる。また、ボスナ州総督に任命される際、「…そこ [ボスナ] でもみられた騒乱の兆候を鎮圧するため、勇敢なる宰相たち (*şüc'ân-ı vüzerâdan*) の [ひとり] ハムディ・パシャ…後略」⁸¹⁾と官撰年代記にあるので、彼の軍事的能力も評価されていたと思われる。

エミン・パシャの2度目の就任については、ハムディ・パシャが在任中に死去してしまったことから、ヤンヤ県に隣接するトゥルハラ県の県令であった彼が急遽、ヤンヤ・デルヴィネ・アヴロンヤ3県の県令も兼任したと思われる。離任理由は不明であるが、離任後に就任したエディルネ州総督の次に就いたトゥルハラ・セラーニキ両県の県令職も「…タンズィマート [改革] に関して不適當な行動はみられないとしても、位階に不適切な幾つかの不法行為に耽っているので、役職の業務に適切とはみられないことから…後略」として1840年7月に解任されているので⁸²⁾、1度目の解任の要因も考慮すると、彼は統治能力に疑問があったかもしれない。

ヌーリー・パシャの任命に関して官報では、「…以前にルメリから…中略…イスタンブルに来て、沿岸の邸宅で休息している予備役のエディルネ州総督 (*redif eyâlet-i Edirne müşiri*) ヌーリー・パシャ閣下は、教養 (*terbiyet*) があり、生来の愛国心 (*hamiyet*) や知性 (*fetânet*) によって、以前にトゥルハラ県県令として臣民の庇護や周辺地域の統治に成功したことは陛下の知るところとなり…後略」⁸³⁾とある。また、彼の任命に関する報告 (*takrir*, 日付不明) の写しでは、「ヌーリー・パシャ殿の場合、…中略…統治の業務やその地 [3県] や臣民の秩序・治安維持に関して素晴らしい熟慮 (*sülûk*) や行動、そしてその地に詳しいほかにも、兵士の統制⁸⁴⁾にもまた精通していることで…後略」⁸⁵⁾とも記されている。つまり、彼の資質に加えて、それまでの統治の実績や軍

務経験も考慮されたと思われる。なお、離任理由は陸軍長官に任命されたためであるが、その直前の1840年4月には当時大宰相であったコジャ・ヒュスレヴ・パシャから金銭を要求され、ヌーリー・パシャは12万5000クルシュを支払っている⁸⁶⁾。この金銭の授受がヌーリー・パシャの陸軍長官就任にどの程度の影響を与えたかは不明であるが、影響が全くなかったとは思われないので⁸⁷⁾、ここでもコジャ・ヒュスレヴ・パシャの人事への影響力がうかがえる。

サイード・パシャの任命に関して史料では、「ルメリ州を任されていたミールザー・サイード・パシャは、有能であり、勇敢 (cerî ve cesûr) であること、そして、以前よりアルバニアの情勢に詳しく、現在もまたその周辺にいることから、前述の諸県 [の県令職] は既述のサイード・パシャに任命された⁸⁸⁾と記されていることから、彼の資質や周辺地域の情勢に詳しいこと、任命時の在所も近くであったことが任命された要因といえる。離任理由は不明である。

オスマン・パシャに関しては、現時点では彼の任命理由を記した史料を見出せていない。ただし、その手掛かりとして、1830年代半ばにアルバニア北部のイスケンデリエ県令およびブリズレン Prizren・ドッカキン両県の徴税官 (muhasıllık) を務めた経歴⁸⁹⁾、エディルネ州総督に任命される際に地方統治の豊富な経験が評価されていた⁹⁰⁾ことが考慮されたと考えられる。オスマン・パシャの離任に関しては、エディルネ州総督であったヒュスレヴ・パシャとの「任地の交換 (becâyış)⁹¹⁾」と記されているのみである。

ヒュスレヴ・パシャについても、明確な任命理由は不明である。ただし、バルカンの様々な場所での軍務経験や州の統治経験があることや、有能な忠臣としてみられていたこと⁹²⁾は考慮されたと思われる。ヒュスレヴ・パシャも離任理由は不明である。

ジャ・パシャは、「… [3県] の総督は] 熟練 (kârgüzâr) で如才ない (dirâyetkâr) 者が任命されることが必要で、汝、すなわち前述の [ジャ・] パシャは上記の資質で公正さは明白であり、素晴らしい奉仕や誠実さが表れることは明確であるから…後略⁹³⁾と史料では記されており、彼の資質が考慮されたといえる。離任理由については、「有用な臣僕 (işe yarar bendegân) のひとりであるとしても、上述の州 (ヤンヤ州) はまた広大な (vüsa'tlı) 諸州のひとつとしてかねてより宰相が統治していたことから、宰相のひとりに委ねることが必要…⁹⁴⁾とされている。つまり、統治能力よりもヤンヤ州の「格」が重視されたといえる。

以上をまとめると、サイード・パシャまではヤンヤ県やその周辺地域の情勢に詳しいことが任命に際して重視されていたことがうかがえる。一方、他の県や州では、任地に関する知識がない者が県令や総督として就任することが度々あった。例えば、1833年6月24日 / 1249年サファル月5日にボスナ州総督に任命されたダーヴド・パシャ Dâvud Paşa はそれまではバグダード Bağdad 州周辺でキャリアを積んできた事例⁹⁵⁾、ディラーヴェル・パシャ Dilâver Paşa がルメリ州総督職を解任された理由はルメリ州周辺の知識がなかったためという事例⁹⁶⁾などがあつた。トゥルハラ県についても、マフムート2世の私設秘書であったヌーリー・パシャの県令就任 (1832年5月)⁹⁷⁾、財務大臣を務めていたムーサー・サフヴェティ・パシャ Musa Safvetî Paşa の県令就任 (1845年10月頃)⁹⁸⁾のように、中央政府の要職を務めた者の「左遷先」となる場合があつた。しかし、ヤンヤ県の軍政官にはそのような人事はなかつた。中央の要職からの「左遷」のような人事もな

かったことから、ヤンヤ県軍政官は地方統治の経験も必要とされていたと推測される。そして、オメル・パシャ以降の就任者には軍務経験も求められた。さらに、任命時にいた場所や個人の資質も考慮される場合や、金銭のやり取りも行われたり、コジャ・ヒュスレヴ・パシャが人事に影響力を及ぼすこともあった。任期については、「任期満了による交代」というような事例がなかったため、不明である。

おわりに

本稿では、30年以上にわたってヤンヤ県および周辺地域を支配したテペデレンリ・アリー・パシャが県令職を解任された1820年からヤンヤ州が成立した1846年頃までの、ヤンヤ県の地方軍政官の人事について考察した。以下では、その考察結果を整理しつつ、19世紀前半におけるヤンヤ県およびその周辺地域に対するオスマン帝国中央政府の政策についてまとめてみたい。

テペデレンリ・アリー・パシャが解任された1820年以降のヤンヤ県県令の選出の際に考慮された条件としては、現地の情勢に詳しいことが最重視され、さらに宰相位であり、軍務や地方統治の経験を持ち、バルカン側に滞在していることであった。これらのことから、中央政府はヤンヤ県の統治者の人選に相当の注意を払っていたと推測できる。また、個人の気質が配慮される場合もあった。ただし、金銭や中央政府高官個人（コジャ・ヒュスレヴ・パシャ）の意向も影響した事例があることから、ヤンヤ県県令の任免は上記の個人の属性や立場だけが考慮されたわけではなく、様々な「慣習的な」要素も絡んでいたといえる。

人事傾向をまとめると、1820年代半ばまでは「臨時の」アフメト・パシャを間に挟みつつも、テペデレンリ・アリー・パシャと同じ、地元出身のアルバニア人豪族が2人続けて任用された。これはつまり、「ヤンヤ県県令のアルバニア人豪族が入れ替わっただけ」ともいえる。しかし、アルバニア人豪族（オメル・パシャ）の統制は難しく、彼の後任には地元出身ではないが、地域情勢に詳しく有能とみなされていたレシト・パシャが任命された。そのレシト・パシャには多くの地方軍政官職が与えられ、さらに彼と彼の息子による10年近くにわたる統治が続いた。以上のことから、テペデレンリ・アリー・パシャの解任後、彼のような強大なアーヤーンを台頭させないための人事が直ちに行われたわけではなく、少なくとも1830年代前半までは、一部の中央政府高官の懸念があつたにもかかわらず、ヤンヤ県県令が当地で権力基盤を築いて自立するような、「第二のテペデレンリ・アリー・パシャ」が出現する可能性があつた。この背景として、ヤンヤ県およびその周辺では1820年代から30年代にかけて、ギリシア系正教徒の叛乱、アルバニア人豪族の統御などの問題があつたため、中央政府にとっては地域社会の安定（治安維持）が最優先事項であり、そのためには県令の任用に関する方針も、現地の状況に応じたものとならざるをえなかったと考えられる。つまり、アーヤーン対策後の地方軍政官の人事が必ずしも当初から中央集権化に基づいて行われたわけではなかったといえる。

しかし、1840年代前半よりこれらの人事傾向は変容していった。選出の要素として、1840年代前半までは現地の情勢に詳しいことが最重要視されていたが、それ以降は地方統治の経験や個

人の資質の重要性が増した。また、サイード・パシャ以降、3県の県令や総督職以外の官職を兼任することもなくなった。1840年代前半頃よりヤンヤ県を統治する地方軍政官は徐々に他の県令や州総督と「均一化」していったと考えられる。実際、1840年代後半には「左遷」のような人事や前職がアナトリア側であった者の任命もみられるようになる⁹⁹⁾。つまり、ヤンヤ県およびデルヴィネ・アヴロンヤ両県は、1840年にタンズィマート改革の施行範囲に入らなかったとしても、その影響は確実にあったといえるだろう。

注

- 1) 永田雄三 1969, 「マフムート二世の中央集権化政策の一端—アーヤーン, デレベイ対策をめぐって—」, 『オリエント』12-3/4, p.162。また, バルカン半島における幾つかのアーヤーン対策とそれに対する地域社会の反応については, 佐原徹哉 2003, 『近代バルカン都市社会史: 多元主義空間における宗教とエスニシティ』, 刀水書房, pp.67-69。で概要が述べられている。
- 2) イェニチェリ軍団廃止後の軍事力の再編については, Yıldız, Gültekin. 2009, *Neferin Adı Yok: Zorunlu Askerliğe Geçiş Sürecinde Osmanlı Devleti'nde Siyaset, Ordu ve Toplum (1826-1839)*, İstanbul. 人口調査については, 秋葉淳・吉田達矢「オスマン帝国史料解題: 人口調査台帳 (Nüfus Defteri)」(http://tbias.jp/ottomansources/nufus_defteri) (最終閲覧日: 2022年12月14日)。などを参照。
- 3) 例えば, 1830・31 / 1246年の人口調査は, 帝国全土で実施されたわけではなかった。その範囲については, Akbal, Fazla. 1951, “1831 Tarihinde Osmanlı İmparatorluğu'nda İdari Taksimat ve Nüfus”, *Bellekten*, 15(60), pp.617-628 (以下, Akbal 1951) 所収の図などを参照。また, 地区長 (muhtar) 制度も, 1829年にイスタンブール, 1833年にアナトリアのカスタモヌ Kastamonu で設置され, その後バルカンとアナトリア各県で実施されていった (Çadırcı, Musa. 1991, *Tanzimat Döneminde Anadolu Kentleri'nin Sosyal ve Ekonomik Yapıları*, Ankara (以下, Çadırcı 1991), p.38.)。
- 4) タンズィマート改革が1840年に施行されたのは, バルカン側では現在のブルガリア, 北マケドニア, ギリシア北部などの地域, アナトリア側ではスィヴァス Sivas 以西の地域であった (秋葉淳 2011, 「タンズィマート初期改革の修正—郡行政をめぐる政策決定過程 (1841-42年)—」, 『東洋文化』91, p.219 (注1))。その後, 1845年初頭に本文で述べる「3県」, ディヤルバクル Diyarbakır 州, エルズルム Erzurum 州, スィヴァス州の幾つかの場所でタンズィマート改革が施行されることになった (Ahmed Lûtfî Efendi (Nuri Akbayar(ed.)). 1999, *Vak'anüvis Ahmed Lûtfî Efendi Tarihi*, c.8, İstanbul (以下, LT), pp.1186-1187.; *Takvim-i Vekayi'* (以下, TV), 281(1845年2月7日 / 1261年ムハッラム月29日), pp.1-2)。
- 5) マフムート2世期の地方社会に関する近年の研究としては, Doğan, Cabir. 2011, “II. Mahmut Dönemi Osmanlı Merkezileşme Politikasının Doğu Vilayetlerinde Uygulanması”, *Turkish Studies* 6/4, pp.505-521.; Sel Turhan, Fatma. 2013, *Eski Düzen Adına Osmanlı Bosna'sında İsyân (1826-1836)*, İstanbul.; Çoruh, Haydar. 2017, *Sultan İkinci Mahmud Döneminde Kıbrıs (1808-1839)*, Ankara. などがあるが, タンズィマート期と比べて, マフムート2世期の地方社会を主対象とする研究は少ない。
- 6) 当時のオスマン帝国の地方統治は, 複数の郡 (kazâ) で構成される県, 複数の県で構成される州という構造が一般的であった。また, 本稿の考察対象の時期においては, ムタサルーフ (mutassarıf), サンジャク・ベイ (sancak bey), ムハーフズ (muhâfız) などが県令を意味する用語として用いられていた。これらのうち, 最もよく使われていたのはムタサルーフであった。県令の職務としては, 治安維持, 徴税, 帝国御料地 (emlak-hümâyûn) の管理, 県の振興, 臣民への適切な振る舞い, 県を外敵から守ること, 遠征の際には配下の者とともに戦線に加わること, 県内のインフラ整備などであった (Öreñç, Ali Fuat. 2006, “Mutassarıf,” *Türkiye*

- Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi* (以下, *DİA*), c.31, İstanbul (以下, Öreñç 2006.), p.377)。また, 州総督を意味する用語はヴァーリー (vâlî) やミュシール (müşîr) であった。後者については, 本来は軍人の最高階級であるが, 1837年の予備役兵制度の導入に伴い, 州総督にも軍事権が付与されたために州総督の名称として使われるようになった (Çadırcı 1991, p.22.)。
- 7) テペデレンリ・アリー・パシャの討伐に関しては, Feyziođlu, Hamiyet Sezer. 2016, *Tepedelenli Ali Paşa İsyanı: bir osmalı valisinin hazin sonu*, İstanbul. (以下, Feyziođlu 2016) を参照。その後のヤンヤ県に関しては, Kokolakis, Mihalis. 1992, “The Later Pashalik of Yannina (Yanya): Topography, Administration and Population in Ottoman Epiros (1820–1913)”, *Ankara Üniversitesi Dil ve Tarih-Coğrafya Fakültesi Tarih Bölümü Tarih Araştırmaları Dergisi* 16(27), pp.125–132.; Nikolaidou, Eleutheria. 1997, “Internal Developments in the Vilayet of Ioannina,” M.B.Sakellariou (ed.), *Epirus: 4000 years of Greek History and Civilization*, Athens, pp.286–287 (以下, Nikolaidou 1997) などがあるが, いずれも概説にとどまっている。一方, アルバニア人豪族たちの動向と関連して1820年以降のヤンヤ県について言及している論考もある (例えば, Erdem, Hakan. 2007, ““Perfidious Albanians” and “Zealous Governors”: Ottomans, Albanians, and Turks in the Greek War of Independence”, Antonis Anastasopoulos and Elias Kolovos (eds.), *Ottoman Rule and The Balkans, 1760–1850: conflict, transformation, adaptation*, Rethymno, pp.213–240. (以下, Erdem 2007); Papageorgiou, Stefanos P. 2014, “The Attitude of the Beys of the Albanian Southern Provinces (Toskaria) Towards Ali Pasha Tepedelenli and the Sublime Porte (mid-18th- mid19th centuries): The case of “der ‘e madhe” [Great House] of the Beys of Valona”, *Cahiers Balkaniques* 42, pp.1–34.)。19世紀後半以降のヤンヤ県については, Erken, İlkay. 2021, *Yanya Sancađı: İdari Yapısı ve Yerleşim Birimleri (1867–1913)*, Ankara (以下, Erken 2021) がある。ギリシア語の論考としては, Μέροτζιος, Κ. Δ. 1967, “Χρονολογικοί πινακες των Πασσαδων Ιωαννινων,” *Ηπειρωτική Εστια* 188, pp.449–450, 540–549. があるが, 1788年までしか扱っていない。その他のギリシア語の研究は本稿では十分には利用できなかった。今後の課題としたい。
 - 8) 18世紀後半に創設され, マフムート2世期にも重要な役割を果たした諮問会議 (meşveret meclisi) の別名 (Akyıldız, Ali. 2003, “Meclis-i Meşveret”, *DİA*, c.28, p.248.)。
 - 9) 例えば, T.C. Cumhurbaşkanlık Devlet Arşivleri Başkanlığı Osmanlı Arşivi (以下, BOA), Hatt-ı Hümayûn (以下, HAT), 469/22945(1832年5月30日/1247年ズー・アルヒツジャ月29日); Ahmed Cevdet Paşa. 1891・92/1309, *Tarih-i Cevdet (tertib-i cedid)* (以下, *TC*), c.12, Dersa’âdet(İstanbul), pp.104–105.; *LT*, c.5, pp.965–966.
 - 10) Özdemir, Rifat. 1986, *X IX.yüzyılın İlk Yarısında Ankara (Fiziki, Demografik, İdarî ve Sosyo-Ekonomik Yapısı) 1785–1840*, Ankara, p.146.; Öreñç 2006, p.377. また, 18~19世紀前半の県令の人事に関する先行研究については, 拙稿 2019, 「19世紀前半オスマン帝国の地方行政官の人事に関する一試論—トウルハラ県の事例を中心に—」『明大アジア史論集』23 (以下, 拙稿 2019), pp.264–265. も参照。
 - 11) Değirmendere, Muammer. 2015, “Osmanlı Devleti’nin Son Döneminde Vali Atamaları (1839–1908 Hudâvendigâr Vilâyeti Örneđi),” *Dumlupınar Üniversitesi Sosyal Bilimler Dergisi* 43, pp.108, 112.
 - 12) 拙稿 2019, pp.273–274.
 - 13) 官撰年代記では, ナヴァリノ海戦 (Navarin vak’ası, 1827年10月20日) 後のレシト・パシャを取り巻く情勢に関する記事のなかで「3県」の用語がみられる (*LT*, c.1, p.82.)。「3県県令」については, 文書史料では遅くとも上述のHAT, 469/22945, 官報では1832年6月29日/1248年ムハッラム月末日刊行の号に記されている (*TV*, 31, p.1.)。
 - 14) 「5県総督」は1837年7月13日/1253年ラビー・アッサーニー月9日刊行の官報 (*TV*, 150, p.3.), 「3県総督」は1840年5月28日/1256年ラビー・アルアッワル月26日刊行の官報 (*TV*, 199, p.1), 文書ではBOA, İrade Dahiliye (以下, İ.DH), 13/639 (1840年5月16日/1256年ラビー・アルアッワル月14日) にみられる。

- 15) *TV*, 281(1845年2月7日 / 1261年ムハッラム月29日), pp.1-2. ; 287(1845年5月24日 / 1261年ジュマダー・アルウーラー月17日), p.4. ; *Ceride-i Havâdis* (以下, *CH*), 215(1845年2月9日 / 1261年サファル月1日), p.1.
- 16) 遅くとも1846年3月19日 / 1262年ラビー・アルアッワル月21日刊行の官報に「ヤンヤ州」という用語がみられる (*TV*, 299, p.1.)。
- 17) *Sâlnâme-i Devlet-i 'Aliyye-i 'Osmaniyye* (以下, *SD*), c.1, p.84.
- 18) *SD*, c.32, p.448; Karpat, Kemal H. 1985, *Ottoman Population 1830-1914: Demographic and Social Characteristics*, Madison (以下, Karpat 1985), p.118.
- 19) Karpat 1985, pp.146-147.
- 20) Şemsettin Sâmî. 1898 / 1316, *Kâmûsu'l-A'lâm*, c.6, İstanbul (rep. Ankara, 1996) (以下, *KA*), p.4790.
- 21) 官撰年代記では1820年代後半の状況を、「ヤンヤ県はムスリムが少数 (killet) なので、徴兵は困難であり…後略」と記している (*LT*, c.1, p.191.)。
- 22) *KA*, c.4, p.3024.
- 23) テベデレンリ・アリー・パシャの略歴は, Beydilli, Kemal. 2011, “Tepedelenli Ali Paşa”, *DİA*, c.40, pp.476-479.; Feyzioğlu 2016. を主に参照した。
- 24) 最初の任期は, 1785年3月13日 / 1199年ジュマダー・アルウーラー月2日から同年4月26日 / 同年ジュマダー・アルアールヒラ月16日までであった (Sivridağ, Abdullah. et.al. (haz.). 2019, *X VIII. Yüzyılda Osmanlı Bürokrasisi Merkez ve Taşra Yöneticileri 1756-1792: 16 Numaralı Tahvil Defteri (Çeviri yazı - Görüntü)*, İstanbul (以下, *TD*), p.64.)。
- 25) *TD*, p.64.
- 26) *TC*, c.11, p.48.
- 27) *TD*, p.64.
- 28) Sezer, Hamiyet. 1995, “Tepedelenli Ali Paşa'nın Oğulları,” *Tarih Araştırma Dergisi* 17 (28), pp.155-164.
- 29) *TC*, c.12, p.35.
- 30) 各項目は, Sahnâflar Şeyhi-zâde Seyyid Mehmed Es'ad Efendi (Ziya Yılmaz (ed.)). 2000, *Vak'a-Nüvis Es'ad Efendi Tarihi (Bâhir Efendi'nin Zeyl ve İlâveleriyle) 1237-1241 / 1821-1826*, İstanbul (以下, *ET*), pp.22-24. ; Süreyyâ, Mehmed (Ali Aktan. et.al. (eds.)). 1995, *Sicill-i 'Osmânî Yahud Tezkire-i Meşâhir-i Osmâniye* (以下, *SO*), c.1, İstanbul, p.364. ; Şânî-zâde Mehmed 'Atâ'ullah Efendi (Ziya Yılmaz (ed.)). 2008, *Şânî-zâde Târîhi [Osmanlı Tarihi (1223-1237 / 1808- 1821)]*, c.2, İstanbul (以下, *ŞT*), pp.990, 993. ; *TC*, c.11, p.48; c.12, p.16. ; Feyzioğlu 2016, p.71. に依った。
- 31) 各項目は, *ET*, pp.24, 59; *SO*, c.2, p.341. ; *ŞT*, c.2, p.1011; Ahmet Rif'at. 1866・67 / 1283, *Verde'l-Hadâ'ik*, İstanbul (以下, *VH*), p.8. ; *TC*, c.12, p.16. に依った。
- 32) 各項目は, *ET*, pp.59, 68, 261, 375. ; *ŞT*, c.2, p.1154; *TC*, c.12, pp.20, 81. ; Ilıcak, H. Şükrü (ed.). 2021, “*Those Infidel Greeks*” :*The Greek War of Independence through Ottoman Archival Documents*, vol.2, Leiden (以下, Ilıcak 2021), p.1656. に依った。
- 33) 各項目は, *ET*, pp.375, 561. ; HAT, 1578/10(1829年4月23日 / 1244年シャッワール月18日). ; *LT*, c.1, pp.65, 193. ; *SO*, c.2, p.432. ; *TC*, c.12, p.105. ; *VH*, pp.30-31. ; Çelik, Yüksel. 2013, *Şeyhü'l-Vüzerâ Koca Hüsrev Paşa - II.Mahmud Devrinin Perde Arkası-*, Ankara (以下, Çelik 2013), p.420. に依った。
- 34) 各項目は, HAT, 1578/10. ; *LT*, c.2, pp.365, 439. ; *SO*, c.4/1, p.397. ; Selçuk, Hüseyin. 2019, “Benderli Mehmed Selim(Sırrı) Paşa'nın Hayatı, İdari ve Siyaset Faaliyetleri (1771-1831)”, İstanbul Üniversitesi Yüksek Lisans Tezi (以下, Selçuk 2019), p.136. ; Öztunç, H.Baha. 2017, “Bir Rumeli Valisinin Emvâl-ı Metrûkesi: Mahmud Hamdi Paşa'nın Muhallefati”, *Gaziosmanpaşa Üniversitesi Sosyal Bilimler Araştırmaları Dergisi* 12/2, pp.57-73. (以下,

- Öztunç 2017) に依った。
- 35) 補足事項で記したように、1829年4月以降レシト・パシャが2度目の就任を果たすまで、ヤンヤ県県令が誰であったか確定できない。しかし、ハムディ・パシャの辞任に関する史料が現時点では見出せないこと、彼の2度目の任命に関する史料において既に1度就任していることが記されているため、本文のようにした。
- 36) *LT*, c.2, p.448. ; *SO*, c.3, p.66. ; *Yanya Vilayet Salnâmesi* (以下, *YVS*), c.1, Yanya, 1871・72 / 1288, p.32.
- 37) *LT*, c.2, p.365.
- 38) 各項目は, *HAT*, 1072/43884(1830年6月21日 / 1245年ズー・アルヒッジャ月29日). ; *TV*, 17(1832年3月7日 / 1247年シャッワール月4日), pp.1-2. : 50(1833年1月21日 / 1248年シャーバーン月末日), p.1. ; *Selçuk* 2019, p.136. に依った。
- 39) 各項目は, *LT*, c.4, pp.758, 781. ; *TV*, 50, p.1. : 68 (1833年10月6日 / 1249年ジュマダー・アルウーラー月21日), p.2. に依った。
- 40) 各項目は, *LT*, c.4, pp.781, 824. ; *TV*, 68, p.2: 95(1835年2月7日 / 1250年シャッワール月8日), p.2. : 96(1835年2月22日 / 1250年シャッワール月23日), p.2. : 138(1836年10月30日 / 1252年ラジャブ月19日), p.2: Öztunç 2017. に依った。なお, 1834年11月時点でハーフズ・パシャ Hafız Paşa が「3県県令」であったとする研究もあるが (Erken 2021, p.42(n.254).), その3県とはイスケンデリエ県, オフリ県, イルバサン İlbasan 県と思われる。
- 41) 各項目は, *HAT*, 1261/48848(1837年4月6日 / 1252年ズー・アルヒッジャ月29日). ; *LT*, c.5, p.912. ; *TV*, 138, p.2: 150, p.3. に依った。
- 42) 各項目は, *HAT*, 1261/48848. ; *LT*, c.5, p.912. : c.6, p.1052. ; *SO*, c.4 / 2, pp.65-66. ; Tayyazade Ahmed 'Ata. 1876 / 1293, *Tarih-i 'Ata*, c.3, İstanbul, pp.2-3. ; *TV*, 150, p.3: 199, p.1. ; *YVS*, c.1, p.32. に依った。
- 43) ただし, セラーニキ県には県令 (ferîk) としてイゼット・パシャ İzzet Paşa が任命された (*HAT*, 1261/48848. ; *TV*, 150, p.3.)。
- 44) 各項目は, İ.DH, 13/639(1840年5月16日 / 1256年ラビー・アルアッワル月14日). : 26/1266(1840年11月30日 / 1256年シャッワール月5日). ; *LT*, c.6, p.1052. ; *SO*, c.3, p.52. ; *TV*, 199, p.1. : 212(1840年12月1日 / 1256年シャッワール月6日), p.1. ; *YVS*, c.1, p.32. に依った。
- 45) 各項目は, *CH*, 176(1844年4月14日 / 1260年ラビー・アルアッワル月25日), p.1; İ.DH, 84/4229(1844年2月26日 / 1260年サファル月6日). ; *LT*, c.4, pp.708, 732, 778, 827: c.5, pp.895, 918: c.6, p.1051: c.7, p.1152. ; *SO*, c.3, p.520. ; *TV*, 212, p.1: 269(1844年4月22日 / 1260年ラビー・アッサーニー月3日), p.1. ; *YVS*, c.1, p.32. に依った。
- 46) 各項目は, *BOA*, Cevdet Dahiliye (以下, *C.DH*), 263/13117(1845年10月12日 / 1261年シャッワール月10日). ; *CH*, 176, p.1: 215(1841年1月13日 / 1256年ズー・アルカーダ月20日), p.1. ; İ.DH, 84/4229. ; *LT*, c.7, p.1152. : c.8, p.1021. ; *SO*, c.2, p.302. ; *TV*, 269, p.1: 281, p.1: 293(1845年11月8日 / 1261年ズー・アルカーダ月8日), p.2. に依った。
- 47) *CH*, 176, p.1. では「ヤンヤ州総督 (Yanya Müşîrlîği)」、*TV*, 269, p.1. では「3県総督 (Elviye-i Selâse Müşîrlîği)」とされている。
- 48) 各項目は, *C.DH*, 263/13117. ; *CH*, 249(1845年10月5日 / 1261年シャッワール月3日), p.1: 272(1846年3月14日 / 1262年ラビー・アルアッワル月16日), p.1. ; *LT*, c.7, pp.1151, 1154: c.8, pp.1201, 1217. ; *SO*, c.3, p.270. ; *TV*, 293, p.2: 299, p.3 に依った。
- 49) *SO*, c.3, p.270. ; *LT*, c.8, p.1201. では「ルメリ県令 (Rumeli Mutasarrıflığı)」、*TV*, 293, p.2. では「ルメリ州県令 (Rumeli Eyâleti Mutasarrıfı)」とされている。
- 50) *LT*, 8, p.1201. では「3県総督 (Elviye-i Selâse Müşîri)」とされている。
- 51) 前節⑤ハムディ・パシャのF項を参照。

- 52) レシト・パシャは、1832年12月のコンヤの戦いで捕虜となり全役職を解任された後は、イスタンブルでの蟄居を経て、1836年に死去するまでアナトリア東部諸州の総督などを歴任した (VH, p.33.)。つまり、1832年12月以降、彼の影響力はアルバニア地域や中央政府では殆んどなかったと考えられる。このため、エミン・パシャの2度目の就任には、レシト・パシャの関与はなかったとみなした。
- 53) 同様の事例は他県でもみられた。例えば、1825・26 / 1241年にアヴロンヤ県県令に任命されたピラスル・イスマイル・パシャ *Pilashî İsmâ'il Paşa* は周辺の有力家系の出身であり、アルバニア地域で影響力を持つ人物とみなされていた (LT, c.1, p.84.)。
- 54) TV, 299, p.3.
- 55) TD, pp.60-65.
- 56) テベデレンリ・アリー・パシャに宰相位が授与されたのは1799年3月9日 / 1213年シャッワール月9日とされる (Fezyioğlu 2016, pp.15, 159(n.57).)。その典拠とされる文書は、C.DH, 15595である。
- 57) TD, p.64.
- 58) レシト・パシャの2度目の就任時は大宰相であり、ロシアとの和平条約締結後は、エディルネやイスタンブルに滞在した。
- 59) 1793年2月26日 / 1207年ラジャブ月15日に制定された「宰相の諸条件 (Şurûṭ-ı Vezâret)」では、「…[宰相の] ほかの役職への異動の必要が生じた際、[新たな任地への] 途上の臣民に対して多額の経費が課せられないために、[現在の] 任地周辺で適切な役職に異動されるように。聖戦が起きないかぎり、あるいは行政の必要が起こらないかぎり、アナドル [アナトリア] で県令に任じられている者にルメリでの役職が任じられることや、アナドルからルメリに、またルメリからアナドルへの異動は適切ではない…後略」(Koç, Yunus-Yeşil, Fatih. 2012, *Nizâm-ı Cedîd Kanunları (1791-1800)*, Ankara, p.53.) と記されている。
- 60) ET, p.22.
- 61) TC, c.12, p.16.
- 62) Fezyioğlu 2016, p.117.
- 63) ET, p.59.
- 64) ET, pp.23-24. ; TC, c.12, p.16.
- 65) Fezyioğlu 2016, p.117.
- 66) Ilıcak 2021, p.1657.
- 67) ET, p.375.
- 68) ET, p.375. ; TC, c.12, pp.104-105.
- 69) Erdem 2007, p.227.
- 70) LT, c.2, pp.364-365.
- 71) Çelik 2013, p.274.
- 72) LT, c.2, p.434.
- 73) HAT, 1578/10.
- 74) Nikolaidou 1997, p.228.
- 75) オフリ、イルバサン、ドゥカキン各県を支配していたイシュコドラル・ムスタファ・パシャ *İşkodralı Mustafa Paşa* が起こした騒乱。レシト・パシャによって1831年に鎮圧された。
- 76) LT, c.3, p.669. ; Mustafa Nuri Paşa. 1909 / 1327, *Netâyicü'l- vukû'ât*, c.4, İstanbul, p.82. ; SO, c.2, p.242. ; VH, p.32.
- 77) TV, 1(1831年11月1日 / 1247年ジュマダー・アルウラー月25日), p.5.:24(1832年5月4日 / 1247年ズールヒッジャ 3日), p.3.
- 78) 官撰年代記では、「…陸軍長官 [コジャ・] ヒュスレヴ・パシャを怒らせたこと (güçendirmesi) がエミン・

オスマン帝国改革期における地方軍政官の人事

パシャ解任の真の理由である」(LT, c.4, p.781.)と記されている。

- 79) HAT, 469/22945.
- 80) TV, 68, p.2.
- 81) LT, c.3, p.668.
- 82) TV, 202(1840年7月28日／1256年ジュマダー・アルウラー月28日), p.2.
- 83) TV, 150, p.3.
- 84) チルメン (エディルネ) 州総督在任中に予備役や正規軍の編成を行っている (TV, 150, p.4)。
- 85) LT, c.5, p.966.
- 86) TV, 199, p.1. ; LT, c.6, p.1052. ; HAT, 1633/20(1841年2月22日／1256年ズー・アルヒッジャ 29日). ; Çelik 2013, pp.386-387.
- 87) クルル, ジェンギズ (秋葉淳, 訳), 2007, 「汚職の創造—タンズィマート, 刑法, 官僚制—」『国際ワークショップ 19世紀中東・バルカンへの新しいアプローチ—オスマン帝国における近代国家の形成—』, 「国民国家の比較史的研究」プロジェクト (編), 人間文化研究機構国立歴史民俗博物館, p.16。
- 88) HAT, 1633/20.
- 89) LT, c.5, p.895.
- 90) LT, c.5, p.1051.
- 91) TV, 269, p.1.
- 92) TV, 215(1841年1月13日／1256年ズー・アルカーダ月20日), p.1: 236(1841年12月19日／1257年ズー・アルカーダ月4日), p.2: 261(1843年11月16日／1259年シャッワール月23日), p.3.
- 93) C.DH, 263/13117.
- 94) TV, 299, p.3.
- 95) LT, c.4, p.774.
- 96) LT, c.7, p.1105. ; TV, 226(1841年6月21日／1257年ジュマダー・アルウラー月1日), p.1.
- 97) TV, 31, p.1.
- 98) TV, 293, p.1.
- 99) 1847年4月にヤンヤ州総督に任命されたハーフズ・メフメト・パシャ Hafız Mehmed Paşa の前職はイスタンブールの治安維持部隊長官 (Zaptiye Müşiri) であった (TV, 332 (1847年4月30日／1263年ジュマダー・アルウラー月14日), p.2)。また、彼の後任のイゼット・アフメト・パシャ İzzet Ahmed Paşa の前職はエルズルム州総督であった (TV, 371(1848年3月23日／1264年ラビー・アッサーニー月17日), p.1)。